

(趣旨)

**第1条** この規則は、紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第18号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

**第2条** 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

**第3条** 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

**第4条** 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を養育状況変更届により任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

**第5条** 育児休業の承認を受けた職員は、育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認を取り消されたとき（条例第6条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、職務に復帰するものとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

**第6条** 条例第8条第1項に規定する規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第19号）第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）第27条第1項及び第2項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

**第7条** 条例第8条の規則で定める日は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第13号）第6条第1項に規定する昇給日とする。

2 任命権者は、育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、条例第8条の規定による場合には、部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、同条の規定にかかわらず、あらかじめ管理者と協議して、その者の号給を調整することができる。

(勤務の形態について規則で定める日数及び時間)

**第8条** 条例第11条に規定する規則で定める日数及び時間は、勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が15時間30分を超えないものとする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

**第9条** 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

**第10条** 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

**第11条** 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求は、部分休業承認請求書により、部分休業を始めようとする日の1月前までに、部分休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

**第12条** 第4条の規定は、部分休業について準用する。

(その他)

**第13条** この規則に定めるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は、任命権者が管理者と協議して定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。